

最短修業年限超過者等に係る事由書の提出方法及び様式 の変更について〔様式 10-1・10-2〕

授業料免除の審査において、最短修業年限を超過している者「(在学期間(休学期間含む)が、所属学部、研究科等が定める修学期間を超えて在学している者)」又は「前年度と同一学年に引き続き在籍している者」について、〔様式 10-1・10-2〕最短修業年限超過者等に係る事由書の提出が必要となります。

従前までは、〔様式 10-1〕最短修業年限超過者等に係る事由書を二次申請の際に紙媒体により提出していただくこととしておりましたが、2022年度後期より、紙媒体による提出に加え、電子媒体(Excelシート入力)による提出が必要となります。

また、提出先としましては、以下の Google Form の URL より、二次申請の期間中に様式 10 提出用フォームに格納していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、担当教員が記入する様式 10-2(指導教員等所見)については、電子媒体による提出の必要はありません。二次申請の際に様式 10-1 と併せて紙媒体でご提出ください。

【Google Form URL】

<https://forms.gle/bs7o6xH7KnAH1HEv9>

〈留意点〉

- Google Form には、京都大学より割り当てられている、メールアドレスよりログインしてください。
- 前回までの様式 10-1・10-2 の事由書はご使用いただけません。
- Google Form にログインできない等、不具合があった場合は、下記【問い合わせ先】のメールアドレスまでメールにて送付ください。不具合によりメールでご提出される場合は、「学生番号・氏名・携帯電話番号等」を必ずご記載ください。

なお、当該事由書は、授業料免除の審査を実施する上で、選考会議にも係る重要な書類となりますので、該当者については、必ずご提出していただきますよう、よろしくお願いいたします。ご提出がない場合は、免除の対象とはなりませんので、ご留意願います。

ご不明な点等ございましたら、以下の【問い合わせ先】のメールもしくは電話番号まで、ご連絡ください。

【問い合わせ先】

教育推進・学生支援部学生課奨学掛

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

吉田キャンパス本部構内 総合研究 10 号館 1 階

TEL：075-753-2532

MAIL：840menjo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp